

平成 31 年 3 月 19 日
中部地方整備局建政部

建設業法令遵守推進本部活動（立入検査結果速報）について ～大臣許可業者 9 社に対し、是正勧告～

中部地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成 30 年度活動方針を踏まえ、昨年 6 月以降、順次、建設業許可業者に対する立入検査を実施しているところです。

前回（H30 年 9 月～11 月）同様、より早期に是正を促す観点から、改善を要する行為が確認された建設業者に対して、勧告を行いましたので、立入検査の実施状況（H30 年 12 月～H31 年 3 月）及び勧告の概要を公表します。

また、元請・下請関係の適正化に関する法令遵守の周知徹底だけでなく、社会保険加入対策等の各種取組状況の確認も併せて行い、不適切な取組事例については、前回同様、即時、是正指導を行いました。

1. 建設業者に対する立入検査の実施について 【詳細は、別紙参照】

平成 30 年 12 月から平成 31 年 3 月にかけて、中部地方整備局管内の大臣許可業者 16 社に対し、事務所での立入検査を実施し、改善を要すべき事項が確認された 9 社に対して、改善を求める勧告を行いました。

前回同様、契約書の不備や契約書面の不作成、下請代金の支払遅延、現場技術者の不適正な配置等の違反行為が見受けられました。

また、今年度全体を通して、契約書の不備や契約書面の不作成、下請代金の支払遅延の違反行為が多く見受けられました。

なお、平成 30 年度活動方針を踏まえ、今回は県知事許可業者 12 社に対しても、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県と合同で立入検査を実施しました。

2. 社会保険加入対策等に関する確認・是正指導について 【詳細は、別紙参照】

社会保険加入を徹底・定着するための取組として、立入検査時に、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況や法定福利費を尊重した契約締結及び支払状況等の確認も併せて行い、不適切な取組事例については、即時、是正指導を実施し、より一層の社会保険加入対策の徹底を図っております。

前回同様、「法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう下請業者に明示していない」、「下請から法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていない」事例が多く見受けられました。

また、今年度全体を通して、同様の事例が多く見受けられました。

3. 配布先 中部地方整備局記者クラブ

【連絡先】建政部 建設業適正契約推進官 すみだ 住田 よしはる 嘉治
建設産業課長補佐 くりもと 栗本 まこと 真
TEL 052(953)8572
FAX 052(953)8606

別紙

1. 建設業者（大臣許可業者）に対する立入検査の実施状況

検査時期	6月～8月	9月～11月	12月～3月	合計
検査対象	19社	33社	16社	68社
検査後の勧告実施	11社	17社	9社	37社

【勧告の内容】

勧告事由	6月～8月	9月～11月	12月～3月	合計
下請代金にかかる見積書の受領関係	5			5
下請代金の期日内での支払い関係	5	9	5	19
追加・変更契約の書面締結関係	3	6	1	10
下請契約の書面締結関係	3	6	1	10
営業所専任技術者の配置関係	1	1		2
現場技術者の配置関係		1	1	2
施工体制台帳・施工体系図関係		2		2
その他建設業法違反			1	1

※ 1社の勧告に対して、複数の勧告事由が含まれるため、勧告実施件数と合計は一致しない。

2. 社会保険加入対策に関する確認状況

立入検査時に、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に定める元請企業の役割と責任という観点から、元請業者としての取組状況の確認を行うとともに、下請業者に対する不適切な取組事例について、以下のとおり、是正指導を実施しました。

確認された不適切な取組事例	6月～8月	9月～11月	12月～3月	合計
法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう下請業者に明示していない。	12 / 19	24 / 33	11 / 16	47 / 68
下請から法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていない（下請業者への見積書の提出を促していない）。	9 / 19	23 / 33	10 / 16	42 / 68
現場において作業員名簿を活用した社会保険加入状況の確認・指導を行っていない。	3 / 19	6 / 33	2 / 16	11 / 68
現場において社会保険未加入業者を施工体制に入れていた。（民間工事）	該当なし	2 / 33	該当なし	2 / 68

※なお、「法定福利費相当額を減額した事例」については、本立入検査時には、確認されていない。